

国産品調達における特定費目の代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

（特定費目の代金の確定）

第1条 乙に、支払われる代金のうち、別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項に定めるところにより確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要確定費目表に定めるところによる。

（代金の確定）

第2条 乙が、この契約の履行のために支出し又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しいか又はこれを超える場合は、契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項に定める代金の確定は、令和 年 月 日までに行うことを目途とする。

3 甲及び乙は、第1項に定める契約金額から減額した金額をもって代金を確定する場合は、契約金額を当該金額に変更する処置を行い、又契約金額をもって代金を確定する場合は、契約金額に増減のない旨を確認する処置を行うものとする。

（実績額の報告）

第3条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前条第2項の目途とされている日までに実績額が確定しない特定費目がある場合においても、乙は確定している特定費目につき前項の例に従い実績額報告書を作成し実績額を証する書類を添えて納期までに甲に提出しなければならない。この場合においては、実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

（代金の確定等の特例）

第4条 甲は、前条第2項に定める実績額報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については、甲が適当と認める金額を確定した実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる処置を行うことができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、特定費目又は特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他要確定費目金額表に定めるところを変更するため協議することができる。

実績額を証する書類

下記書類のうち、甲が適当と認めるもの。

- 1 引当品として輸入する材料費のC & F 価格については、承認済の輸入承認申請書及び送り状
- 2 銀行等との間の先物予約締結費又は当該銀行が発行した邦貨決済額を証する書類
- 3 契約相手方と輸入業者（引当品として輸入する材料等の輸入業者に限る。）との間の取引価格が輸入諸掛等を含めて確定契約であるものにあつては、契約相手方と当該輸入業者間との契約書又は注文書
- 4 契約相手方が外貨建費目の対価として支払又は支払うことが確実と認める上記に類する書類
- 5 その他甲が必要と認める書類

要確定費目金額表

品名	数量	単価	金額	備考